

奈 個 情 第 5 3 号
令和3年1月21日

奈良市長 様
(諮問実施機関担当課 子ども未来部保育総務課)

奈良市個人情報保護審議会
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について (答申)

令和2年11月26日付け奈子総第190号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第02-11号】

保育ICTシステム運用にかかる電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第40号

諮問：個情第02-11号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市長が、事業者が構築する「保育ICTシステム」に係るクラウドサーバと実施機関が管理する端末機器をオンラインで結合し、当該クラウドサーバ内で市立こども園、市立幼稚園及び市立保育園に通う児童及びその保護者に係る個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市長（以下「実施機関」という。）は、「保育ICTシステム」について、次のとおり説明した。

1 保育ICTシステムについて

市立こども園、市立幼稚園及び市立保育園（以下「市立園」という。）における業務負担軽減を図るため、児童の登降園管理及び保護者との連絡の業務のICT化を行う。

(1) 児童の登降園管理

児童の氏名、生年月日及びクラスの情報をクラウドサーバに登録し、各市立園に設置する打刻用端末機器を用いて、欠席期間、欠席事由、児童の体温などの情報を管理する。

(2) 保護者との連絡

新型コロナウイルス感染症対策として、児童、職員等が感染した際の保護者への一斉緊急連絡や円滑な情報の共有を図る。また、平時においては保護者からの欠席、遅刻等の連絡や、当該市立園からのお知らせデータ配信を行う。

2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、「保育ICTシステム」を構築及び運用するに当たり、次のような措置を講じることで、申請者に係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

(1) 「保育ICTシステム」に係る仕様書において、受託事業者に次の安全管理措置などを求めることとしている。

- ア 個人情報の登録や送受信には、SSL通信によるセキュリティ強化により、ウェブサイトからの発信データ改ざんの防止や、ブラウザの入力・送信データの暗号化により個人情報を保護すること。
- イ 保護者が利用する機能は、インターネット回線を用いることとし、セキュリティを確保した上で、児童、保護者等に係る個人情報は、安全性の高い行政専用回線（LGWAN回線）において取り扱うこと。
- ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度の認定、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO27001の認証及び品質マネジメントシステムの国際規格ISO9001を取得していること。
- (2) 実施機関の職員がクラウドサーバへアクセスすることができる実施機関業務端末を限定すること。
- (3) 実施機関業務端末を操作できる実施機関の職員を限定するとともに、ID及びパスワードを設定すること。
- (4) その他「保育ICTシステム」における個人情報の取扱いについて、その作業手順等を定めた「保育ICTシステム個人情報管理マニュアル」を作成すること。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が「保育ICTシステム」を構築及び運用するに当たり第2の2(1)から(4)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関が「保育ICTシステム」において児童及びその保護者に係る個人情報を取り扱うことについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該保護者の権利利益が不当に侵害されることはない判断した。

ただし、実施機関がメール連絡システムを運用するに当たっては、次の事項に留意し、保護者に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 実施機関は、保護者及び児童に異動があったときは、登録されている保護者等の個人情報を確認し、最新の個人情報を保ち、誤った個人情報を運用しないよう努めること。

- 2 実施機関は、各市立園に設置する打刻用端末機器について、持ち出しされる
 ことがないように奈良市の定めにしたがって適切な管理に努めること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年11月26日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年12月10日	令和2年度第7回審議会 事案の審議を行った。
令和3年 1月21日	令和2年度第8回審議会 答申案の取りまとめを行った。
令和3年 1月21日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 の り 子	奈良学園大学客員教授	
佐 々 木 育 子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者